

パレスチナ自治区ガザへの軍事侵攻の即時停止と恒久停戦を求める声明

2024 年 1 月 16 日 日本科学者会議京都支部幹事会

パレスチナ自治区ガザでは 2024 年 1 月 4 日時点でも、イスラエル軍は難民キャンプや民間人の多くいる地区への攻撃を続けています。国防省はガザ北部について「地上作戦の目標を達成しつつあり、新たな作戦に移行する」とし、また、ガザ南部についても「作戦は変わらない」とし、これまで同様、難民キャンプや民間人の多くいる地区への攻撃を続ける方針を示しています。この行為は国際人道法の「一般市民、住宅、民間施設は絶対に攻撃してはいけない」というルールに違反しています。

国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）の幹部は 12 月 23 日、イスラエル軍の退避警告でガザ中部の 15 万人以上が影響を受けると指摘しています。「ガザの人々は人間であり、盤上の駒ではない。イスラエル軍は空爆が続く地域に移動するよう命じており、安全な場所などどこにもない」と訴えました。

日本科学者会議では、日本の科学の自主的・総合的な発展を願い、科学者としての社会的責任を果たすため、核兵器の廃絶を含む平和・軍縮の課題に取り組んできた学術団体として、2023 年 12 月 26 日に事務局長声明「パレスチナ・ガザ地区における即時停戦と人道支援を求める声明」を発表しました。

私たち京都支部幹事会としても、同声明を支持し、イスラエルに対して、軍事行動の即時停止、永続的な停戦、人質の解放、国際法・国際人道法の遵守、民間人・民間施設への武力攻撃の停止、人道援助を妨げているガザ地区に対する封鎖の解除、電気・水の供給、食糧・医薬品・燃料等の生活物資の搬入の保障を求めます。また、恒久的な平和の実現に向けて、イスラエルによる占領地への違法な入植地の拡大を直ちに停止し、正当で持続的な当事者間の合意を可能とするため、日本政府をはじめとする国際社会が直ちに行動を開始することを求めます。

日本国憲法では、前文で「恒久の平和を念願」と謳っています。また、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有すること」を確認しています。日本国憲法は、前文ならびに 9 条で、日本だけではなく全世界の恒久平和を訴えています。日本政府は、日本で至上の憲法と国際法に従って即時停止と恒久平和の実現に向けて、当事国ならびに国連、全世界に向けて最善の努力を尽くすことを求めます。

私たちは日本国憲法に基づいて、「平和」を求め、市民社会と連帯して行動していくことを表明します。